

宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務委託について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和7年5月9日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

宇治十帖の古跡などを活用したデジタルスタンプラリーを開催することで、「紫式部と源氏物語ゆかりのまち」としての宇治市の魅力を市内外の多くの方々へPRすることをめざす。

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト事業として、より宇治の歴史、文化、観光の魅力を伝えることをめざす。

本業務を実施する事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。このプロポーザルは公募型プロポーザルで行い、提案等の内容について総合的に評価し、最も高い評価を得た事業者を契約対象者として特定する。ただし、適格と認められる事業者がいらないとき等、契約対象者を特定しない場合もある。

2 委託業務内容

(1) 委託業務名

宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(3) 業務概要

①スタンプラリー実施期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで

・実施期間が変更となる場合は、発注者と協議のうえ対応すること。

②実施場所

宇治市内

③業務内容（詳細は仕様書を参照のこと）

スマートフォンなどを活用したデジタルスタンプラリーのシステム構築及び運用に必要な業務及び付随する業務一式

○デジタルスタンプラリー全般の企画・運営

○デジタルスタンプラリーのシステム構築

○システムの保守管理

○スタンプポイントの設定・モデルコースの設定・音声ガイドとの連携

○参加記念品の作成

- 体験型賞品の選定・調達
- 問い合わせ窓口等の設置・対応
- スタンプラリー広報や参加に係るチラシ等及びモバイル端末を持たない参加者を対象とした、ポイントを示す地図等（リーフレット）の作成・印刷
- 広報業務
- 関係者との協議への参加・記録の作成
- 独自提案
- 成果品の提出

(4) 事業費

本件に係る総予算額（事業費の上限額）は7,824,300円（消費税及び地方消費税相当額含む。）である。なお、前払い及び部分払いは行わない。

3 参加者に要求される資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本件のプロポーザル参加申込書提出日の最終日及び見積日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去10年間（平成27年4月から参加申込書提出日までに業務が完了したもの）において、デジタルスタンプラリーのシステム構築を含む実施業務を元請で行い、完了した実績を有すること。

4 関係書類の配布

(1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(2) 配布期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）まで

土曜日、日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

（正午から午後1時までを除く。）

5 プロポーザルへの参加方法

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書、業務実績調書（資格審査用）を宇治市長に提出しなければならない。

（１）受付場所

本要領４（１）に同じ。

（２）受付期間

本要領４（２）に同じ。

（３）提出方法

郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかをいい、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。

6 提案書の提出者について

（１）審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和７年６月２日（月）に電子メール等により連絡するので、本要領８により提案書を宇治市長に提出すること。

（２）提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しないが、非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して５日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して５日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 業務等に関する質疑

（１）質疑の受付場所及び期間

①受付場所

本要領４（１）に同じ。

②受付期間

令和７年５月９日（金）から令和７年６月２日（月）まで

土曜日、日曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで

（正午から午後１時までを除く。）

（２）提出方法

質疑書を書面で持参、郵送又はFAX（FAX：０７７４－２０－８７７８）により提出して下さい。FAXによる提出の場合は、必ず電話で到着の確認をしてください。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年6月6日（金）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できる。

8 審査資料（提案書）の提出

(1) 審査資料（提案書）

資料は原則としてA4判（A3判の折り込みは可）、縦使い、横書きとし、表現方法は特に問わないが要点を簡潔にまとめること。また、審査資料はすべてコピーでよいものとする。（原本の提出は不要。）表現にカラーが必要と考える場合はカラーコピー等を利用してよい。

内容については、紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト事業として、より一層「紫式部と源氏物語ゆかりのまち」としての宇治の歴史、文化、観光の魅力を伝えることにふさわしい内容で、かつ市内外の方々の興味を引き多くの集客を見込める企画を提案すること。下記の項目について重点的に記載すること。

- 宇治十帖デジタルスタンプラリーの企画概要
- デジタルスタンプラリーのシステム概要
- スタンプ画像
- 参加記念品の概要
- 体験型賞品の概要
- 実施スケジュール・業務体制
- チラシ等やリーフレットの作成・印刷概要
- 広報
- 独自提案の概要
- 業務実績
- 本件業務委託にかかる総費用
- その他、条件の提示

(2) 審査資料（提案書）の受付等

①受付場所

本要領4（1）に同じ。

②受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月20日（金）まで
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで
（正午から午後1時までを除く。）

③提出方法

持参もしくは郵送とする。（必着）

④提出部数

8部とする。

9 資料作成にあたっての留意点

(1) 『宇治十帖デジタルスタンプラリーの企画概要』の留意点

「紫式部と源氏物語ゆかりのまち」としての宇治市の魅力を市内外の方々へPRする集客力のある魅力的な企画を具体的に提案すること。デジタルスタンプラリーへの参加から賞品の受取りまでの流れを具体的に提案すること。

(2) 『デジタルスタンプラリーのシステム概要』の留意点

システム概要について、分かり易く具体的に提案すること。

モバイル端末上の画面レイアウト、地図画面のレイアウトを具体的に、イメージ図等を利用して提案すること。

(3) 『スタンプ画像』の留意点

宇治市が提供するスタンプ画像のデザインを参考に魅力あるスタンプ画像の一例を提案すること。

(4) 『参加記念品の概要』の留意点

モバイル端末で利用できる参加記念品及びオリジナルバッジについて、紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトとして魅力あるものとするための検討方法を具体的に提案すること。

(5) 『体験型賞品の概要』の留意点

市内の店舗や施設等で利用できる体験型賞品について、魅力あるものとするための検討方法を具体的に提案すること。

(6) 『実施スケジュール・業務体制』の留意点

本事業実施に向けた具体的なスケジュール及び業務体制を提案すること。

(7) 『チラシ等やリーフレットの作成・印刷概要』の留意点

モバイル端末を持たない参加者を対象とした、ポイント等を示す地図等（リーフレット）の作成について、利用者の満足度が向上する内容（クイズの記載、賞品の抽選等）を提案すること。

(8) 『広報』の留意点

主催者が行う広報活動とは別に、インターネット等を活用し、より多くの参加者が見込める広報企画を提案すること。

また、市内鉄道事業者等の交通事業者との連携を想定した広報手法やプッシュ型広告等、事業者による独自の広報手法を提案できる場合は、積極的に提案すること。

(9) 『独自提案の留意点』

宇治の歴史、文化を感じ、学びにつながる内容、等を提案すること。

(10) 『業務実績の留意点』

過去10年間（平成27年4月から参加申込書提出日までに業務が完了したもの）において、デジタルスタンプラリーのシステム構築を含む実施実績（最大5件まで）（業務名、発注者、業務概要、業務完了日、委託料を記載すること）。

(11) 『本件業務委託にかかる総費用』の留意点

業務全般についての見積金額を、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額にて記載すること。また、次の事項等についても内訳を記載すること。

- ・システム開発費：デジタルスタンプラリーシステムの開発費用等
- ・参加記念品の作成費：参加記念品の作成費用等
- ・体験型賞品作成費：体験型賞品の選定・調達費用等
- ・印刷物作成費：スタンプラリー広報やチラシ等及びモバイル端末を持たない参加者を対象とした、ポイントを示す地図等（リーフレット）の作成・印刷費用
- ・現場対応に係る費用：現場対応スタッフに係る人件費等
- ・諸経費：打ち合わせ経費、その他の費用

(12) 『その他、条件の提示』の留意点

特別に条件を設定する必要がある場合のみ、その事項を明記すること。

(13) その他

- ①資料提出後の追加、修正は認めない。
- ②膨大な資料が提出された場合には、貴社に断りなく妥当な量に削除することがある。
- ③提出された資料は返還しない。

10 評価基準

「宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務 提案書採点表」のとおりとする。

11 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類の審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は失格とする。
- (3) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合でも、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。
- (4) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (5) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては

認めない。

12 業務委託契約の締結

本市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、契約対象者とする。本市と契約対象者との間で契約条件の協議が整い次第、随意契約の手続きにより、業務委託契約を締結する。

13 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款は、宇治市総務・市民協働部契約課で閲覧することができる。

15 その他

- （1）提案書の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。
- （2）選定後に契約対象者との契約条件に係る協議において、提案内容から大幅な変更が生じた場合は、次点となる提案をした者を契約対象者とする。ただし、提案内容が要求水準に達していない場合は次点とは見なさない。
- （3）契約後に、本市がやむを得ないと認める理由により、大幅な変更が発生した場合は、代案及び契約金額の変更等について協議を行う。
- （4）1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

R7宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務 提案書採点表

	評価項目	評価の要点	配点 詳細	配点
1	企画概要	取り組み方針	本業務の目的を十分に理解し、実施にあたる基本的な考え方が示されているか。	5
		内容(具体性)	幅広い年齢層の市内外の方々の興味を集め、多くの参加者を見込める注目度の高い全体企画が提案されているか。 (例)具体的な目標数値、等の明記	15
		内容(魅力)	紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト全体の考えを理解し、「宇治十帖」の魅力が最大限表現される工夫が施されているか。	10
2	システム概要	操作性	参加者が利用しやすいシステムを具体的に提案されているか。	15
		デザイン	幅広い年齢層の方々が魅力を感じる画面デザインが提案されているか。	15
		アンケート等機能	参加者属性等が把握できるシステムやアンケート機能、参加者に分かりやすく各ポイントの説明を提供できる機能が提案されているか。	10
		抽選機能	賞品抽選について、参加者が応募しやすいシステムが提案されているか。	5
3	参加記念画像	モバイル端末で利用できる魅力的な記念品について、具体的に検討方法が提案されているか。	5	20
	オリジナルバッジ	紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトとして魅力ある提案ができるよう具体的な検討方法が提案されているか。	15	
4	スタンプデザイン	幅広い年齢層の方々が魅力を感じるスタンプデザインが提案されているか。	15	15
5	体験型賞品	市内の店舗や施設等で利用できる体験型賞品について、魅力ある提案ができるよう具体的な検討方法が提案されているか。	20	20
6	実施スケジュール・業務体制	事業実施に向けた具体的なスケジュール及び業務体制が提案されているか。	5	5
7	広報	プッシュ型広告の活用等、より多くの参加者が見込める広報企画が提案されているか。	20	20
8	その他	モバイル端末を持たない参加者を対象とした、リーフレット作成について利用者の満足度が向上する内容が提案されているか。	5	5
9	独自提案	独自の提案が示されているか。 宇治の歴史、文化を感じ、学びにつながる内容、等。	15	15
10	業務実績	本業務に関連する事業において良好な実績を有しており、知識、経験及びノウハウ等を十分に活かすことが期待できるか。同等の業務を完了した実績の件数によって評価する。	5	5
11	費用見積額	予定価格(事業費)内の見積額となっているか。	可否	可否

合計

180

宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務委託仕様書

1 委託業務名

宇治十帖デジタルスタンプラリー開催業務委託

2 業務の目的

宇治十帖の古跡などを活用したデジタルスタンプラリーを開催することで、「紫式部と源氏物語ゆかりのまち」としての宇治の歴史、文化、観光の魅力を市内外の多くの方々へ伝えることをめざす。

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト事業として、より宇治の歴史、文化、観光の魅力を伝えることをめざす。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 スタンプラリー実施期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで

- ・実施期間が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、対応すること。

5 業務内容

スマートフォンなどを活用したデジタルスタンプラリーのシステム構築及び運用に必要な業務及び付随する業務一式

(1) システムの仕様等

ア 可能な限り、多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとする。

イ 専用アプリ等を作成し、参加者が簡易にスタンプラリーに参加できるシステムとすること。

賞品抽選の応募前にアンケートに答えるシステムとすること。なお、アンケート項目は発注者と協議すること。

ウ GPSの機能を活用して、スタンプを取得する仕組みとすること。また、希望者は複数回参加することが出来る仕組みとすること。

エ スタンプラリー参加時のユーザー登録は、発注者と協議のうえ、必要な情報のみによる申込みとし、個人を特定できる情報は収集しない。

オ 一定の箇所のスタンプを獲得した場合、希望する参加者全員が参加記念品（参加記念画像及び宇治十帖スタンプラリーオリジナルバッジ）を取得できること。

カ 一定の箇所のスタンプを獲得すると、賞品の抽選への応募画面に進むことが可能となること。

- キ 賞品はその場（モバイル端末上）で抽選を行い、参加者が賞品交換場所で受け取って帰る仕組みとする。1度の抽選結果に対して、賞品は1度しか交換出来ない仕組みとし、10種類程度の賞品がランダムで当たる仕組みとすること。
- ク スタンプラリー実施中は、参加人数等を随時把握できるものとし、発注者の求めに応じて集計数の提供を可能とすること。
- ケ スタンプラリー概要等の説明、お知らせ、応募概要、操作画面、対応機種、お問い合わせフォーム等のページを作成すること。また、スタンプラリー実施期間中全ての日に、現場対応スタッフを各賞品交換場所（2か所）に9時から17時まで配置すること。現場対応スタッフは事前にシステム等に関する内容を把握し、現場や電話等の問い合わせ対応及びその他のサポート体制を整えること。なお、利用者からの問い合わせがあった場合は、誠実に対応すること。
- コ 事業開始後2週間は、トラブル等に対してのシステム改修に即時対応できる体制を整えること。
- サ 事業実施期間中はシステムの保守管理を行うこと。
- シ スタンプラリーで使用するモバイル端末は、参加個人が所有するものとする。

(2) スタンプポイントの設定について

- ア スタンプポイントは宇治橋周辺の観光地、名所、史跡等から発注者と関係団体（市観光協会等）との協議により、20程度決定する。受注者は決定したスタンプポイントをシステム上に設定すること。また、別紙の宇治十帖スタンプラリーポイントを含めるものとする。
- イ スタンプポイントは、マップを使ってわかりやすく表示し、適宜、ランドマークとなる目印等の案内によりポイントに誘導する。また、マップ上に利用者の現在地を表示出来るようにする。
- ウ スタンプポイントを周遊するモデルコースは発注者と関係団体（市観光協会等）との協議により、複数（2コース程度）決定する。モデルコースの1つは別紙の宇治十帖スタンプラリーポイントを巡るコースとし、その他は発注者と関係団体との協議により決定したコースとする。受注者は決定したモデルコースをシステム上に設定すること。
- エ スタンプポイントの選定は、受注者がスタンプポイントの間隔や電波状況を確認、発注者と協議しながら決定すること。
- オ スタンプポイントは分かり易くモバイル端末の地図上に表示し、スタンプポイント毎の紹介画面にポイントの解説（100字程度）及び複数の写真を表示すること。
- カ 一部のスタンプポイントでクイズを表示する等、利用者の満足度が向上する提案を行うこと。
- キ 各スタンプポイントで表示されるスタンプは異なる図柄とすること。また、図柄につ

いては、発注者が提供するデザインを参考に受注者が提案すること。

ク スタンプポイント以外の名所についても、地図上の表示や紹介画面を作成すること。

ケ スタンプポイントを含む発注者が指定する場所では音声ガイドを聞くことができる仕組みとすること。また、音声ガイドはGPSの機能を活用し、各スタンプポイントに訪れることで、それぞれの音声ガイドが聞くことができる仕組みとすること。

なお、音声ガイドデータは発注者が準備する。

(3) 参加記念品・賞品に関する業務

① 参加記念品

参加記念品は、参加記念画像と宇治十帖スタンプラリーオリジナルバッジの2種類を作成する。なお、参加記念画像及び宇治十帖スタンプラリーオリジナルバッジは受注者が作成し、権利は発注者に属すること。

バッジは参加者が宇治市観光センター等において受け取るものとし、参加者の受取り方法等については、宇治市観光協会等と調整を行うこと。

ア 参加記念画像については、モバイル端末で使用できかつ紫式部ゆかりのまちとしての魅力が伝わるものとする。

イ 宇治十帖スタンプラリーオリジナルバッジのデザインは、紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトとして統一感のあるデザインを発注者と協議して決定すること。また、過去に作成したバッジを参考として、魅力あるものとする。

規 格：30mm×30mm×1mm、オフセット印刷加工8色刷り

金メッキエポ盛仕上げ、ブローチピン付

個 数：10,000個

納 品：個別ポリプロピレン袋入り

1箱あたり：50個袋入り×20袋（1,000個）

② 賞品

賞品については、発注者が選定・調達を行うものと受注者が選定・調達を行うものを合わせて10種類程度とする。なお、発注者が選定・調達を行う賞品は委託料に含まないが、受注者が選定・調達を行う賞品は委託料に含むものとする。賞品については、参加者が宇治市観光センター等において受け取るものとする。また、参加者の受取り方法等については、宇治市観光協会等と調整を行うこと。

ア 発注者が選定・調達を行う賞品

・発注者が選定・調達を行う賞品については、4～6種類（商品券を含む）とし、その内容は本市の特産品等とする。

・発注者が選定・調達を行う賞品については、市内の店舗で利用できる商品券を用意する。商品券の作成・印刷及び店舗掲示用ステッカーの作成・印刷は受注者が行うこと。また、宇治市観光協会と共に各商店街との調整等を行うこと。なお、商品券の利用で

きる店舗の紹介については、利用者に分かり易く周知できるシステム内のページ作成等を行うとともに、紙媒体の説明資料を作成すること。

イ 受注者が選定・調達を行う賞品

- ・受注者が選定・調達を行う賞品については、市内の店舗や施設等で実施可能な体験型商品を4～6種類用意する。体験内容は年齢を問わず参加できるものを含むこと。
- ・各体験の費用は1種類につき2,000円程度とし、各体験チケットの制作を行うこと。なお、体験チケットについては合計200枚程度を想定している。
- ・体験内容の検討及び施設等との調整は受注者が行うこと。なお、体験型商品を利用できる施設等の紹介については、利用者に分かり易く周知できるシステム内のページ作成等を行うとともに、紙媒体の説明資料を作成すること。
- ・その他、受注者において魅力的な賞品を準備できる場合は、受注者が積極的に提案し、発注者と協議のうえ調達すること。

③ 参加記念品及び賞品の受渡し等の運用

モバイル端末を持たない参加者を対象とした、ポイント等を示す地図等（リーフレット）から賞品応募者に対して、賞品交換場所で即時、賞品抽選を行える仕組みを提案実施すること。

（4）広報業務・印刷業務

以下の項目を踏まえ、発注者と協議のうえ、スタンプラリーの広報及び印刷業務を実施すること。なお、広報物、印刷物については、紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトとして魅力のあるデザインとすること。

部数は、「最低印刷部数」であり、追加が必要な場合は発注者と協議の上決定するもの。

ア チラシやポスターの作成・印刷・各所への納品を行うこと。

（チラシ）

サイズ：A4両面

用紙：本文上質紙(90K)

内容：フルカラー

部数：15,000部

（ポスター）

サイズ：B2版

用紙：コート紙(110K)

内容：フルカラー

部数：200部

イ モバイル端末を持たない参加者を対象とした、ポイント等を示す地図等（リーフレット）を作成すること。また、そのリーフレットに利用者の満足度が向上する内容（クイズの記載、賞品の抽選等）を掲載する提案を行い、印刷・各所への納品を行うこと。

サイズ：4～6 ページで、折りたたんでA4サイズとなるようにすること

用 紙：本文上質紙(110K)

内 容：フルカラー、賞品応募に関する内容部分の切取り用ミシン目必要

部 数：12,000部

ウ 市内の店舗で利用できる商品券及び利用店舗等の案内

部 数：300部程度（協議後、部数は決定）

エ 市内の店舗や施設等で利用できる体験チケット及び利用方法・店舗等の案内

部 数：200部程度（協議後、部数、内訳は決定）

オ 地域商店街掲示用ステッカー

部 数：200部程度（協議後、部数は決定）

カ 印刷物の作成にあたり、著作権及び著作権等の権利は、発注者に帰属するものとする。

キ 印刷物の納品先は約65ヶ所程度となり、決定次第、別途連絡を行う。

ク その他、本事業の広報は事業効果が広く発揮できるようにスタンプラリー専用WEBサイトの開設、インスタグラム、X等のSNSの活用、インフルエンサーの活用、マスメディアへのパブリシティ活動による情報発信、プッシュ型広告の活用など、効果的な広報内容について受注者が提案し、発注者と協議のうえ準備すること。

ケ 広い範囲で周知を行うため、ポスターの駅貼り広告を行うこと。なお、掲出場所については受注者と協議の上決定すること。

コ 専用WEBページ開設にかかる費用は委託料に含む。

(5) その他の業務

ア 事業実施期間中は、発注者の求めに応じて参加者集計データを随時提出すること。

イ 事業実施前の9月15日までに、現場対応スタッフが使用するシステム対応マニュアル等を作成すること。

ウ 本事業の関係団体（市観光協会等）との協議に参加すること（3回程度）。協議記録を作成すること。

エ 事業終了後の関係団体（市観光協会等）との反省会に参加すること（1回）。協議記録を作成すること。

オ 事業実施後も、発注者の求めに応じて集計数等の情報提供を行うこと。

6 独自提案

宇治の歴史、文化を感じ、学びにつながる内容、等の提案であること。

7 成果品

(1) スタンプラリーに関する統計データ一式

ア スタンプラリー参加者総数のデータ

- イ スタンプラリー参加者数の各日ごとのデータ
- ウ スタンプ設置箇所毎に獲得されたスタンプ数のデータ
- エ 参加者の属性に応じた獲得スタンプのデータ
- オ 参加者の属性に応じた参加記念品の獲得者数のデータ
- カ アンケート集計結果のデータ

- (2) 各種問い合わせに関するデータ
- (3) 構築されたシステム全体を説明する資料
- (4) 印刷物等の電子データ
- (5) その他、発注者が指示するもの

8 その他

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに発注者と協議を行い、発注者の了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 仕様書に示された内容以外に、本事業の目的を達成するための提案を行うこと。
- (3) プロポーザルでの提案書及び協議における決定事項は仕様書に含むものとする。

9 参考資料

- (1) 令和6年度宇治十帖スタンプラリーのチラシ、ウォーキングマップの写し

■宇治十帖スタンプラリーポイント（１０ヶ所）

１．宇治十帖のポイント

- | | | | | |
|------|------|-------|------|-------|
| １．東屋 | ２．椎本 | ３．手習 | ４．浮舟 | ５．蜻蛉 |
| ６．総角 | ７．早蕨 | ８．夢浮橋 | ９．橋姫 | １０．宿木 |

２．その他のポイント（１０ヶ所程度）

- ・その他ポイントについては、決定次第、別途連絡いたします。